第3回　阿寒地区義務教育学校開校準備協議会　議事要旨

■会議名
「阿寒地区義務教育学校開校準備協議会」 第3回会議

■開催日時及び場所
2026（令和8）年10月15日（木）　15時30分
阿寒小学校1階中央ホール

■協議事項及び議題
（1）校名の選定について
（2）校歌について
（3）校章について

■結果
（1）校名については、「釧路市立阿寒たんちょう義務教育学校」に決定した。
【経緯-①】
第2回会議での協議を経て選定した5案（全60案から絞り込み）の校名候補について、委員15名による事前投票を実施した。集計の結果、「阿寒たんちょう学園」が8票と最多の支持を得た。また、「たんちょう」の表記（ひらがな・カタカナ・漢字）について重ねて協議を行い、多数決により「ひらがな表記」に決定した。
【経緯-②】
さらに、校種（義務教育学校であること）が分かりにくいとの意見を踏まえて協議を行い、地域の特徴やイメージである「たんちょう」と、校種を明記した「義務教育学校」を組み合わせることとし、校名を「釧路市立阿寒たんちょう義務教育学校」と決定した。
（2）校歌については、両校の校歌を継承し、阿寒小学校校歌を「第1校歌」、阿寒中学校校歌を「第2校歌」とすることに決定した。
（3）校章デザインについては、両校の校章と「たんちょう」の要素を組み合わせたデザインとし、阿寒中学校の美術教諭を中心として協議を重ね、制作を進める方針に決定した。

■発言要旨
（1）校名の選定について
事務局 ：　前回、8月6日開催の第2回会議における協議を経て、校名候補を全60案から5案まで絞り込み、第3回となる本日の会議までに、各委

員にご検討いただくこととしていた。先般、委員の皆様にご案内していたとおり、事前に各委員より投票をしていただき、その集計結果に基づき、本日の会議において校名を決定することとしていた。各委員におかれては、校名１校のご選定とその理由を事務局へご提出いただいた。委員１５人分をとりまとめたものが、【資料１－１】【資料１－２】である。

投票の結果については、【資料１－１】にあるとおり、「釧路市立阿寒たんちょう学園」が全１５名の委員投票のうち８名の委員から投票され、最多の結果となっている。

次に、「釧路市立阿寒義務教育学校」が４名、そして「釧路市立阿寒鶴翔学園」が３名となっており、１次選定の際に候補としてあがっていた、「釧路市立義務教育学校阿寒学園」、「釧路市立阿寒学園」の２つの候補については、資料にあるとおり、選ばれた方はおられなかった。本日の会議では、ただいまご報告した投票結果も踏まえ、ご協議いただき、新しい学校名案を決定していただければと思う。

事務局からの説明は以上となる。

会長 ： 本日は前回欠席された委員も出席していることから、まずは該当する委員の方々から校名選定に関する意見や考えを発言いただき、そのうえで改めて、各委員での協議に移ることとしたい。

それでは、ご意見を伺いたい。

委員 ： どれも甲乙つけがたく、なかなか決めかねる部分もあったが、集計結果を見ると「たんちょう」という文字が入った候補への投票数が多いという結果は、これまでの歴史を振り返るなかで我々が残していくべきという意識の表れなのではないかと感じている。

委員 ： 私もずいぶん悩んだ。その中で一番多い「たんちょう」という部分は自分の中でもあった。「義務教育学校」というのは「阿寒湖義務教育学校」とすごく似ているために、混同することがあるのではないかというところもあった。阿寒小学校、阿寒中学校ともに丹頂鶴が来るということでは、「たんちょう」は外せないのではないかと思った。

委員 ： 統一感がある「学園」という名称を選んだ。「たんちょう」は子どもたちの中でも非常にイメージがしやすい言葉であり、タンチョウが羽ばたく姿と子どもたちが大きく成長する姿と重なるものがあると考え、選ばせていただいた。

会長 ： それでは、校名選定について審議をしていきたいと思う。先ほど事務局からご説明があったとおり、事前に実施した投票結果からは、「釧路市立阿寒たんちょう（タンチョウ／丹頂）学園」、「釧路市立阿寒

義務教育学校」、「釧路市立阿寒鶴翔学園」この3つに意見が集まった。

なお、「阿寒たんちょう（タンチョウ／丹頂）学園」については、読みは同一であるものの、一部にひらがな・カタカナ・漢字といった表記の違いが見られる。

これらを踏まえ、各委員におかれては、ご自由に発言いただきたい。

委員 ： 私は「阿寒たんちょう（タンチョウ／丹頂）学園」を選ばせていただいた。阿寒の特徴やイメージがしやすいのではないかということが一点と、地域の住民の方にとっても「阿寒」、「丹頂」という言葉が誇りをもって感じることができるのではないかと考えた。ただ、校種の部分では「義務教育学校」という言葉も、実は自分の中では悩んでいる部分でもあり、「学園」だといろいろと校種が分かりにくいと思う。そこに関しては最後まで悩んでいたところだったが、地域の皆様の理解も得やすいのではないかと思い「阿寒たんちょう（タンチョウ／丹頂）学園」を選定した。

会長 ： 皆様の発言の中身を考えていくと、「阿寒湖義務教育学校」と似た表記になるのは避けたいという思いがあると感じているが、その部分はよいだろうか。今のところ「阿寒たんちょう（タンチョウ／丹頂）学園」が多いがそのほかについてもご発言いただきたい。

委員 ： （意見なし）

会長 ： では、新しい学校名の方は、一番投票の多かった「釧路市立阿寒たんちょう（タンチョウ／丹頂）学園」で決定したい。ただ、ひらがな・カタカナ・漢字のどれにするのか、そこの部分ではいかがだろうか。

委員 ： 釧路空港名には、ひらがなの「たんちょう」が使われており、小中学校ではと考えたときに、ニュアンス的なものになるが、個人的に一押しはカタカナの「タンチョウ学園」が良いかなと思っている。

委員 ： 私もパッと見た際に漢字よりも、目立つ・読みやすい・頭への入りやすさは、低学年の識字能力との関係も含め、ひらがなもしくはカタカナだと考える。多数の学校名が並んでいるときにすぐに見つけられる特徴があるのではと思う。

会長 ： それでは、漢字は避けた方が良いという意見があったが、その部分はいかがだろうか。

委員 ： 桜ケ岡地区義務教育学校の「さくら義務教育学校」では、始めから「ひらがな」で、という感じだったのだろうか。

事務局 ： 桜ケ岡地区義務教育学校の学校名の選考に関しては、漢字・ひら

がなの両方が提案されていた。幅広く１学年から9学年がある義務教育学校として、委員の方々から「やわらかく温かい感じがする」という意見があり「ひらがな」に決定した経緯がある。

会長 ： 「さくら義務教育学校」の「ひらがな」に決定した経緯の説明があったが、意見が割れていると思うので、委員の皆様の多数決で決めたいと思うがよろしいだろうか。

各委員 ： （異議なし）

会長 ： では、漢字も含めた三択で、挙手をお願いしたい。

各委員 ： ひらがな6名、カタカナ４名、漢字3名（各々挙手）

会長 ： それでは、「釧路市立阿寒たんちょう学園」については「ひらがな」でいく、ということで決定したいがいかがだろうか。

各委員 ： （異議なし）

会長 ： また、事前に実施したアンケートの中では、「学園」では校種が分からないため「義務教育学校」を付けた方がよいのではないか、という意見もあった。既存の阿寒湖義務教育学校との違いを明確にしたいということからも「学園」にしたのだが、「釧路市立阿寒たんちょう学園」の後ろに「義務教育学校」を付けるという形にするなどはいかがだろうか。

委員 ： では、「阿寒たんちょう義務教育学校」はどうだろうか。

会長 ： さらなるご意見として、「阿寒たんちょう義務教育学校」がベストマッチではないかというご提案があった。「学園」では校種が分かりづらいとのご意見だったが、「学園」を外して「義務教育学校」を付けるという、ここの部分について採決を取ってよいだろうか。

各委員 ： （異議なし）

会長 ： では、「釧路市立阿寒たんちょう学園」と「釧路市立阿寒たんちょう義務教育学校」のどちらにするか、挙手にて採決を行いたい。

各委員 ： 「釧路市立阿寒たんちょう学園」2名（挙手）、「釧路市立阿寒たんちょう義務教育学校」１１名（挙手）

会長 ： それでは、「釧路市立阿寒たんちょう義務教育学校」で決定する。

END

（2）校歌について

事務局 ： それでは、事務局より校歌・校章について説明する。

【資料2－3】について

本資料は、これまで市立の学校再編により開校した、小学校、中学校の校歌・校章の公募や選定の状況をまとめたものとなっている。

過去に実施した釧路市内の学校再編では、平成２０年度頃まで

は、公募を行ったり、専門家に制作を依頼するなど、新たな校歌・校章を作る傾向にあった。

一方、資料赤枠内に記載している、令和3年度開校の阿寒湖義務教育学校以降、今年度、令和8年度に開校した、大楽毛学園及び音別義務教育学校、さらに令和10年度に開校予定の桜ケ岡地区義務教育学校を含め、再編前の小学校や中学校の校歌や校章を継承、または、それらを基礎として活用している。これは、それぞれの学校が培ってきた伝統や文化、歴史を大切にしたいという考えによるものである。

阿寒湖義務教育学校では、阿寒湖小学校の校歌・校章をそのまま引き継いだ。

大楽毛学園では、校歌は大楽毛小学校のものを引き継ぎ、校章は、大楽毛小学校の校章と大楽毛中学校の校章を組み合わせたデザインとした。

音別義務教育学校では、音別小学校の校歌の、歌詞の一部分を、「音別校」に変更し、これを第1校歌とした。さらに、音別中学校の校歌を第2校歌と位置づけ、両校歌を教育課程に応じて使い分けることとしている。また、校章については、音別小学校の校章を引き継いだ。

資料一番下にある桜ケ岡地区（さくら）義務教育学校の校歌については、再編対象となる朝陽小学校と東雲小学校の児童は、従来、卒業後にいずれも、桜が丘中学校へ進学するという状況にある。そういったこともあり、新しい学校の校歌については、現在の桜が丘中学校のものを引き継ぐこととしている。

校章については、今年の3月末から約2カ月間にわたり公募をおこない、34案の応募をいただいた。

今年7月に開催した開校準備協議会において、この34案から5案に絞り込んでおり、今月27日（再来週）に開催予定の第6回協議会において、最終決定する見込となっている。

以上が、既に開校している阿寒湖義務教育学校、大楽毛学園及び音別義務教育学校、並びに令和10年度に開校予定の桜ケ岡地区義務教育学校における、校歌・校章の取扱いについての説明となる。

校歌・校章については、既存のものを継承するほか、新たに制作す

ることも可能である。
　新たに公募する場合には、校名を協議した際と同様に、公募期間や応募資格などの募集要件についても、ご協議いただきたいと考えている。
　また、公募によらず、地元の方など、制作をお願いしたい候補者がいらっしゃる場合には、その方へ個別に依頼する方法もあるため、これらの方法を含め、校歌・校章をどのように決定していくか、併せてご協議頂ければと思う。

　それでは、校歌についての協議に入る前に、阿寒小学校、阿寒中学校の順に再生をするので、それぞれの校歌をお聴きいただきたい。

：　＜2校の校歌再生＞

会長 ：　それでは、まずは、議題（2）校歌について、協議していきたい。
　事務局から説明があったとおり、過去の学校の開校にあたっては、公募や個別の依頼、そして、現行の学校のものを継承する方法などがあるということであった。
　令和3年度に開校した、阿寒湖義務教育学校をはじめ今年度開校した、大楽毛学園、音別義務教育学校、そして令和10年開校予定の桜ケ岡地区義務教育学校については、再編前の各学校それぞれの伝統や文化、歴史などを重んじ、これまでの校歌や校章を引き継ぐなど、または歌詞の一部修正した形で継承する、といった傾向にあるようだ。
　これらを踏まえて、話を進めていきたいと思う。
　各自、ご発言される方は、挙手をしていただきたい。

委員 ：　資料を見て、新しい校歌を作るというのはなかなか難しいだろうと思う。依頼先や締め切り、料金など、そういったことを考えたときに、阿寒2校の校歌を引き継ぐというのは、時間的な面も含め悪いところはないと考える。また、歴史を引き継いでいくという意味でも、音別義務教育学校のように現在の校歌を「第1校歌」「第2校歌」として割り切る方法も、後ろ向きなものではなく良い考えだと思う。

委員 ：　「第1校歌」「第2校歌」の使い分けを知りたい。

事務局 ：　校歌の使い分けについて、新しくなる学校の教育課程の中で、前期課程は小学校の校歌を使い、後期課程になると中学校の校歌を使うなど、使用の仕方は学校によると思う。それについてはこれから教育部会というものがこの協議会の下に設置されており、そちらの方でどういった運用をしていくかということを協議していけば問題がクリアし

ていくと考える。

委員 ： 学校の先生方は使いづらくはないのだろうか。

委員 ： 音別では、おそらく先ほどあった通り、前期課程で第１校歌を入学式で使い、後期課程で第2校歌を卒業式で使うなど、その様な使い方なのではないかと考える。実際に使いづらいのかどうかは、何とも言えないが、CDを2枚用意することやピアノの先生が2曲覚えなければならないなど、最初の手間はかかるかと思う。

委員 ： 長く使っていた今までの校歌を引き継いでいくのがやはり一番良いのではないかと思う。

委員 ： 中学校の校歌は、小学生では難しいのではないかと思い、小学校の校歌の2番目に中学校の校歌を入れるなど、途中で曲調を変えるようにして歌うことはできないだろうか。

会長 ： どちらの校歌も大事にしていくという意味で、ミックスしたらどうか、というご意見だった。

事務局 ： 今のお話の中で、曲や詩を改変するという意見が出たが、実は、校歌は著作権法に該当する。調べてきたところによると、小学校の校歌については、作詞を担当された方は没後７０年経過のため著作権フリーだが、作曲の方と中学校の作詞作曲の３名の方は、著作権が残っているため、今のご意見のとおりに許可なく改変をするのは、現実的には難しいところである。その点も含めてお話を進めていただければと思う。

会長 ： 今の説明を受けて、先ほど、運用しながら使い分け、どちらの校歌も大事に継承していくのが良いのではないかというご意見があった。そういった「どちらの校歌も大事にしていきたい」という思いが委員の皆様から伝わってくるが、ご意見はいかがだろうか。

各委員 ： （意見なし）

会長 ：それでは、校歌については、継承していくということで決定してよろしいか。

各委員 ： （異議なし）

事務局 ： ただ今、両校歌を継承するということが決定した。現段階では、どちらを第１校歌・第２校歌とするかは決まっていないが、小学校の入学時には、小学校校歌を用いるという、これまでの経緯を踏まえると、小学校校歌を「第１校歌」、中学校校歌を「第２校歌」と位置付ける認識でよいだろうか。

会長 ： 事務局からの説明を踏まえ、入学式では小学校校歌を「第１校歌」として使用し、卒業式時では中学校校歌を「第２校歌」として使用する

ということでよいだろうか。

委員 ： そのほかに、校歌を歌う場面はどの程度あるのだろうか。

委員 ： 現状で言えば、毎月１回行っている全校朝会で歌うことになるが、その際に前期課程・後期課程を合同で行うのか、または分けて行うのかについても、開校後に決定していくことになるだろう。

会長 ： 中学校側の状況についても同様であるため、このような方向性でよいだろうか。

では、小学校校歌を「第１校歌」、中学校校歌を「第２校歌」とし、両方を大切にしていくということで決定する。

各委員 ： （異議なし）

END

（３）校章について

会長 ： 議題（３）校章の選定方法について。

これまでの流れや皆様のお考えを踏まえると、両方のものを大切にしていきたいという方向性がうかがえる。あとは、校章の中央に配置されている校名文字の部分をどうするか。また、新しく作成することは難しく、公募をするとなればいろいろと時間が掛かるという面があるがこの点についてはいかがだろうか。

会長 ： 私の意向としては、両校の校章を組み合わせ、さらにそこに新校名に加わった「たんちょう」のイメージが表現できるようなものを入れて制作したい考えもあった。しかし、これを公募で募集するといろいろと難しい面があると見込まれる。そこで、中学校の美術教諭に本趣旨をお伝えした上で試案の作成をお願いし、次回会議においてその試案を皆様にご提示したいと思う。その際、皆様にご承認いただけるようであれば、そこで決定のうえ進めていきたいと考えているのだが、いかがだろうか。

各委員 ： （異議なし）

会長 ： では、校章については、両校の校章を組み合わせながら、「たんちょう」のイメージが分かるような要素を取り入れたデザインを制作依頼し進める、ということでよいだろうか。

各委員 ： （異議なし）

会長 ： 他にご質問等はあるだろうか。

各委員 ： （質疑等なし）

事務局 ： それではこれで、本日予定していた議事はすべて終了とする。

■担当課係

学校教育部学校教育課教育政策係